

令和2年度第20回庁議提案 審議・**報告**・その他
 提出日：令和3年1月27日
 担当部・課：教育委員会学校教育課〔内線5024〕

① 件 名
市立桜坂高等学校の学級減について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 宮城県教育委員会は、第3期県立高校将来構想において高校の適正な規模として4～8学級を目安とし、石巻地区については適正な規模であることから、再編等によらず学級減を基本とする方針を示している。 令和元年11月、宮城県教育庁教育企画室長から、桜坂高等学校の令和4年度入学生からの1学級減の検討について依頼があった。</p> <p>【目的】 石巻地区の中学校卒業生数の状況や近年の桜坂高等学校の出願倍率と充足率を鑑みると、桜坂高等学校の1学級減についてはやむを得ないものと判断し、令和4年度入学生から実施するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 学校教育法（昭和22年法律第26号） 石巻市立学校設置条例（平成17年条例第90号） 石巻市立高等学校学則（平成17年教育委員会規則第20号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 総合計画実施計画 第2章 個性と創造性豊かな未来の担い手をはぐくむまち 第1節 「生きる力」を持つ子どもたちを育成する 4 魅力ある高等学校教育を推進する 事業名 桜坂高等学校の魅力ある学校づくり事業〔平成25年度事業～〕</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成31年3月 「石巻市立桜坂高等学校の3年間の教育活動等の検証と今後の方向性についての報告書」策定</p> <p>令和元年11月 宮城県教育庁教育企画室から1学級減に係る検討依頼</p> <p>令和2年 4月 令和2年石巻市教育委員会第1回委員協議会</p> <p>令和2年 5月 桜坂高等学校長に通知（学級減に係る対応検討）</p> <p>令和2年10月 桜坂高等学校長から報告（学励探求コースを1学級減にする意向）</p> <p>令和2年12月 令和2年石巻市教育委員会第3回委員協議会</p>

⑤ 主な内容

令和4年度入学生から学励探求コースを1学級減にし、収容定員を200人（5クラス編成）から160人（4クラス編成）に変更する。

課程	学科	修業年限	収容定員(人)			
			学年	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全日制	普通科	3年	第1学年	160	160	160
			第2学年	200	160	160
			第3学年	200	200	160
			計	560	520	480

※収容定員 200 人(5 クラス編成) … 学励探求コース(3クラス)、キャリア探求コース(2クラス)

※収容定員 160 人(4 クラス編成) … 学励探求コース(2クラス)、キャリア探求コース(2クラス)

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき、桜坂高等学校の教諭等の数は、令和4年度から6年度まで各年度2人ずつ3か年で計6人が減となる予定である。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県立高等学校の学級減

平成29年度	気仙沼（6学級→5学級）	1校
平成30年度	石巻西（5→4）、泉松陵（7→6）、塩釜（10→9）	3校
平成31年度	石巻工業（6→5）	1校
令和2年度	石巻商業（5→4）、泉館山（7→6）、仙台西（7→6）、 宮城広瀬（7→6）、仙台東（7→6）、黒川（6→5）	6校
令和3年度	石巻北（5→4）、大河原商業（5→4）	2校
令和4年度	未公表	

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年3月	令和3年石巻市教育委員会第3回定例会に石巻市高等学校学則の一部改正について提案
5月	県内各教育委員会及び市内各中学校に「石巻市高等学校学則の一部改正」について周知

⑨ その他